

写

立 特 審 第 2 号
令和 6 年 5 月 27 日

立川市長 酒井 大史 殿

立川市特別職報酬等審議会

会長 松井 望



議会の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数に係る
改定のあり方について（答申）

令和 6 年 4 月 24 日付け立行人第 262 号をもって貴職から諮問を受けたことについて、次のとおり答申します。

記

1 答申内容

議会の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数に係る改定については、東京都の行政職に準拠した支給月数として改定することが妥当である。

2 審議事項

議会の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数について、これまでは東京都人事委員会勧告に基づき東京都の指定職の支給月数の改定幅にあわせてきたことの説明があった。多摩 26 市における期末手当の支給月数の改定方法や民間事業者の状況、市民感情、他市との均衡、市財政に与える影響などの多角的な視点から、さまざまな意見が交わされた。

令和 2 年度のように社会情勢を踏まえて抑制措置がとられることを前提とするのであれば東京都の行政職に準拠しても年収の水準は仕事の実績に見合うものであること、多摩 26 市の多くが採用する東京都の行政職に準拠することで、より市民にとってわかりやすい仕組みであること、支給月数が引き上げられたとしても昨今の社会情勢を踏まえた改定につながるものの意見があり、上記答申内容が妥当であるとの結論に至った。

一方、他市との均衡をはかる場合においては、財政規模の視点など比較する対象を限定することや、市民感情を考慮すれば東京都の行政職準拠への変更により引上げ幅が大きくなることの理解が得難いため、年収を基本とした引上げ水準を検討することが重要であることなど、現行の改定のあり方を支持する意見もあった。

<資料>

○ 審議会委員名簿

役職	氏名	区分	団体名
会長	松井 望	学識経験者	東京都立大学
職務代理	萬田 和正	自治会関係	立川市自治会連合会
	片岡 滋	医療関係	立川市三師会
	金子 波留之	農業関係	立川農業振興会議
	川口 哲生	商工関係	立川商工会議所
	西村 徳雄	公募市民	
	宮本 直樹	公募市民	
	山田 廣幸	公募市民	
	横幕 玲子	消費者関係	立川市消費者団体連絡会

(会長、職務代理以外の委員は五十音順)

○ 審議の経過

回	開催日	主な内容
1	令和6年4月24日	・辞令交付 ・諮問 ・審議会の運営について ・資料説明
2	5月14日	・諮問内容に関する検討 ・答申書に関する検討、確認

○ 参考資料

諮問事項の審議にあたり、以下に掲げる資料を参照しながら検討を進めた。

- 1) 特別職の報酬等について（自治省通知）
- 2) 特別職の期末手当の支給月数改定の考え方
- 3) 立川市における期末手当に係る月数改定の推移
- 4) 多摩26市の期末手当改定の考え方